

第14号様式
(その1)

収 支 報 告 書



(令和 6 年分)

(令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 ふりがな さうち こうえんかい 木内ひとし後援会 2 主たる事務所の所在地 佐久市志賀5664-2 3 代表者の氏名 相馬 徳太郎 4 会計責任者の氏名 佐藤 継男		政治団体の区分 ☐ 政党 ☐ 政党の支部 ☐ 政治資金団体 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 ☒ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部
事務担当者の氏名 木内 朋華 (電話) 0267 - 68 - 8421		活動区域の区分 ☐ 2以上の都道府県の区域等 ☒ 同一の都道府県の区域内
資金管理団体の指定の有無 ☐ 有 ☒ 無 公職の種類 資金管理団体の届出をした者の氏名		国会議員関係政治団体の区分 ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 木内 均 公職の種類 衆議院議員(候補者)
年整理番号 06-k5		資金管理団体の指定の期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
		国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

[illegible]

2 収入項目別金額の内訳

[illegible][illegible]

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7年 5月 28日

政治団体の名称

木内ひとし後援会

※代表者の氏名

印

会計責任者の氏名

佐藤 継男



（備考）

- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 ※「代表者の氏名」欄は、解散の場合のみ記載し、記載に当たっては、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和 7 年 5 月 12 日

木内ひとし後援会

代表 相馬 徳太郎 殿

登録政治資金監査人

土屋 亮俊

登録番号 第 3864 号

研修修了年月日 平成 23 年 3 月 23 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、木内ひとし後援会の令和 6 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、木内ひとし後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、木内ひとし後援会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

木内ひとし後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、木内ひとし後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上